

ネオジム焼結磁石の特許に関する 米国特許無効審判において全面的勝利を獲得

日立金属株式会社（以下、日立金属）は、ネオジム焼結磁石の特許に関する特許無効審判において、米国特許商標庁特許審判部（以下、審判部）の決定により全面的勝利を収めました。

審判部は、最終決定書において、申立人の Hengdian Group DMEGC Magnetics Co., Ltd.、Zhejiang Innuovo Magnetics Co., Ltd. 及び Zhejiang Dongyang East Magnetic Rare Earth Co., Ltd. が、米国特許第 6,461,565 号（以下、'565 特許）のいずれのクレームについても、特許性がないことを立証することができなかったと認定しました。本決定は、同申立人による米国特許第 6,527,874 号に対する審理開始を否決した先の決定に続くもので、これら申立人による請求について日立金属が審判部で全面的に勝利したことになります。

日立金属は、'565 特許に対する請求において収めた勝利をもって、米国国際貿易委員会調査 No.337-TA-855 で使用した 4 件の特許が、ライセンスを受けていない一部の磁石メーカーによる誤った主張の如何に拘らず、依然すべて有効に存続していることを強調いたします。日立金属は、当社のネオジム焼結磁石の特許ポートフォリオを歪曲する主張が公然となされ、ライセンスや権限のないネオジム焼結磁石メーカーがネオジム焼結磁石の製造に日立金属の特許を使用していないと根拠もなくメディアキャンペーンを展開していることを認識しています。日立金属としては、これらの主張や断定を否定し、特許権侵害を防止するために適切な救済を追求します。

日立金属は世界で 600 件以上の特許を保有しており、これらは米国だけでも 100 件を超え、ネオジム焼結磁石の安全で効率的な商業生産にとって重要なものです。日立金属の広範にわたる特許ポートフォリオは、日立金属が注力した設備投資と研究開発の成果によるもので、成分特許と製法特許の両方を含み、日立金属の磁石製品の製造プロセス全体をカバーし、ネオジム焼結磁石業界における日立金属のコアコンピタンスを構成しています。

日立金属は今後も自社のネオジム焼結磁石特許ポートフォリオを積極的に防御、保護し、当社、ライセンシー及びお客様のために当社の見解と立場を明らかにしていく所存です。

以上

【報道機関からのお問い合わせ】

日立金属株式会社 コミュニケーション室 TEL03-6774-3077